平成２８年（フ）第９９号
茨城県古河市諸川307番地６
債務者　富澤美智枝
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０２号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目７番地３　ＭＫクレールＣ201
債務者　**徳**永　路子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０３号
茨城県筑西市関本下2068番地１
債務者　大沢　敦子（旧姓**吉**波）
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０７号
茨城県猿島郡境町1872番地１
債務者　塚原　隆志
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０８号
茨城県筑西市折本897番地２
債務者　大木利惠子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０９号
茨城県下妻市石の宮２番地６
債務者　武藤　真賞
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１２号
茨城県古河市西町５番65号
債務者　成島　幸典（旧姓境田）
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２０６号
山梨県甲府市宮原町198番地２　カロリータウン５号館201、前住所山梨県甲府市住吉１丁目16番20号　ツインアラモードＢ102
債務者　島村　智和
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
山梨県中央市浅利1971番地３、前住所山梨県甲州市塩山上於曽1960番地
債務者　笹本　俊子
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
長野県上田市保野1065番１号地
債務者　杉浦　賢一
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第６１号
長野県上田市下室賀202番地12
債務者　杉原　順二
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２０６号
岐阜市加野７丁目６番８号（ラ・プランタン　102号室）
債務者　久保　沙織
１　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１８号
岐阜市福光東２丁目13番16―306号　（マスキャン１）
債務者　小泉　吉弘
１　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２２７号
岐阜県本巣市上真桑2065番地５
債務者　藤谷　正行
１　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６５号
岐阜市河渡２丁目20番地（ＣＯＳＭＯ　Ｄ102号室）
債務者　簇　　裕也（旧姓山内）
１　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６４１号
愛知県春日井市新開町字新開19番地１　グレイス402号
債務者　松尾　誠二
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６０号
名古屋市千種区北千種２丁目１番２号　新萱場荘1010号
債務者　岡本真理子
１　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部